

条件成就と債務不履行

—— 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案を契機として ——

上野達也

1. はじめに
2. 平成6年判決について
3. 要綱仮案にいたるまでの議論
4. 条件成就＝債務不履行と評価される場合について
5. おわりに

1. はじめに

平成26年8月26日に開催された法制審議会民法（債権関係）部会第96回会議において、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（以下、要綱仮案という）が決定された。この債権法改正へ向けた作業は、「社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする⁽¹⁾」といった観点から行われ、その一環として判例法理の明文化がなされている。

要綱仮案において明文化された判例法理の一つとして、民法130条（条件の成就の妨害）に関する判例法理がある。それは、要綱仮案において次のように記されている。

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案

第6 条件及び期限

1 (略)

2 不正な条件成就

不正な条件成就について、次のような規律を設けるものとする。

条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

これは、条件の成就によって利益を受ける当事者が故意に条件を成就させた場合に民法 130 条の類推適用を認め、債務者は条件が成就していないものとみなすことができるという、平成 6 年の最高裁判決⁽²⁾（以下、平成 6 年判決という）で示された判例法理を明文化したものである。

この判例法理の明文化にあたり、要綱仮案は、現行の 130 条の規定と対応した形で規定している。しかし、両規定は文言上完全に対応しているわけではなく、130 条においては「故意にその条件の成就を妨げたとき」と規定されているのに対して、要綱仮案においては「不正にその条件の成就を実現させたとき」とされている。

他方、要綱仮案のもととなった平成 6 年判決の事例は、条件の成就が実質的には債務者の債務不履行と評価されうる事例であり、債務不履行にもとづく損害賠償の問題として構成することも可能な事例であった。条件の成就の問題が債務不履行の問題としてもとらえることができるのであれば、要綱仮案の「不正にその条件の成就を実現させたとき」における「不正に」という要素は、債務不履行と構成した場合にはどのような意味を持つことになるのであろうか。本稿は、この点に関して若干の考察を加えようとするものである。

以下では、平成 6 年判決およびそこから要綱仮案に至るまでの議論の流れを確認した後、条件成就の問題を債務不履行の問題と構成しようとした場合に生じうる問題について検討を加える。

注

- (1) 法制審議会諮問第 88 号（平成 21 年 10 月 28 日総会）。
- (2) 最判平成 6 年 5 月 31 日民集 48 卷 4 号 1029 頁。

2. 平成6年判決について⁽³⁾

(1) 事案の概要

共にかつら業者である X1（原告・控訴人・被上告人）と Y（被告・被控訴人・上告人）は、Y の持つ特許権を X1 が侵害したとして提起された損害賠償請求事件において、X1 の関連会社 X2（原告・控訴人・被上告人）ほかを利害関係人として関与させた上で、昭和 59 年 5 月に裁判上の和解をした。その和解調書には、(1) X らは櫛歯ピン（ピンが櫛歯状についているストッパー）が付着していることを特徴とする部分かつらの製造販売をしない（第 1 項）、(2) X らが前項に違反した場合には、X らは連帯して Y に対し違約金として金 1000 万円を支払う（第 2 項）旨の和解条項が記載された。

その後、本件和解条項違反の有無について Y から調査依頼を受けた A は、取引先の B に対し、本件和解条項違反となる櫛歯ピン付き部分かつらを X2 の店舗で購入するよう依頼し、B はこれを引き受けた。その打ち合わせにおいて、「Y 製の部分かつらを使用しているが、ストッパーの具合が悪く、アフターサービスも悪いので、X2 の部分かつらを購入したい」等の嘘を交えた申込をするよう B は Y および A から指示を受けた。そして、B はその指示どおりに申込を行った上で、部分かつらを代金 46 万円で購入する契約を昭和 60 年 3 月に X2 との間で締結した。ところが、B からその報告を受けた Y は、この部分かつらに使用されるストッパーが櫛歯ピンとは異なる 3S ピンであることに気づき、B に対して、3S ピンが部分かつらに付けられるのであればあくまでも解約を求め、Y 製の櫛歯ピンと同様の形状のピンを付けるのなら解約はしないというように話を進めるよう指示を出した。B がその指示に従って X2 と交渉を行ったところ、X2 が櫛歯ピンを数個持ってきて示したので、B はその櫛歯ピンを部分かつらに取り付けるよう申し込み、X2 はこれを承諾した。なおこの時点で、B の注文に係る部分かつらの本体はすでに工場で作成に入り、かなり作業が進んでいた。その後、昭和 60 年 5 月に櫛歯ピン付き部分かつら

がX2からBに引き渡され、Bは残代金を支払った。また、YがBに上記のような行為をさせたことについて、X2の本件和解条項違反行為を確認するためのやむを得ないものであったと解すべき事情は認められない。

Yは、X2がBに対して上記部分かつらを販売したことは本件和解条項第1項に違反するから、同第2項の条件が成就したとして、Xらに対する強制執行のため執行文の付与を申請し、執行文の付与を受けた。これに対しXらは、条件が成就していないとして、執行文付与に対する異議の訴えを提起した。

原審は、X2が本件和解条項第1項に違反する行為を行ったことは認めたが、本件行為は、X2の本件和解条項違反行為の調査あるいは確認というよりは、本件和解条項第1項違反行為を積極的に誘発したものと認められ、このような事情のもとでは、Yにおいて、本件和解条項第2項所定の違約金1000万円の支払義務発生条件が成就したと主張することは、契約当事者間を規律する信義誠実の原則に照らして許されないものと解すべきであるとして、Xらの請求を認容した。これに対して、Yが上告した。

(2) 判旨

上告棄却。

「X2がBに櫛歯ピン付き部分かつらを販売した行為が本件和解条項第1項に違反する行為に当たるものであることは否定できないけれども、Yは、単に本件和解条項違反行為の有無を調査ないし確認する範囲を超えて、Bを介して積極的にX2を本件和解条項第1項に違反する行為をするよう誘引したものであって、これは、条件の成就によって利益を受ける当事者であるYが故意に条件を成就させたものというべきであるから、民法130条の類推適用により、Xらは、本件和解条項第2項の条件が成就していないものとみなすことができると解するのが相当である。これと同旨をいう原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。」

(3) 検討

(a) 問題の所在

民法130条は、「条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたとき」（以下、成就妨害型という）について、相手方はその条件が成就したものとみなすことができる、と規定している。これに対して、条件が成就することによって利益を受ける当事者が「故意に」その条件を成就させたとき（以下、成就実現型という）については、民法は特に規定を設けていない。このような場合において、条件が成就したとの主張に対して、相手方はその主張を否定することができるのか、否定できるとしてどのような法律構成によるのか、ということが問題となる。

(b) 本判決までの議論状況

この問題について、民法起草者の一人である富井政章は、成就実現型は頻繁に生じるものではないため、条件が成就しなかったものとみなす定め（制裁）を設ける必要は無く、損害賠償で足りるとしている⁽⁴⁾。これによると、条件が成就したとの主張に対して相手方はその主張を否定することができず、損害賠償の請求のみできることになる。

これに対してほとんどの学説は、成就実現型において、条件が成就したとの主張に対して相手方がその主張を否定することを認めている。見解が分かれているのはその法律構成についてである。すなわち、

- ①説：意思（契約）解釈によりそもそも条件が成就していないと評価すべきである⁽⁵⁾。
- ②-1説：条件は成就しているが、条件が成就したと主張することは信義則に反し許されない（本件原審判決）⁽⁶⁾。
- ②-2説：条件は成就しているが、130条の類推適用により相手方は条件が成就していないものとみなすことができる⁽⁷⁾。

と見解が分かっていた。

(c) 本判決の意義

本判決は、この成就実現型において130条の類推適用を認めた初めての

最高裁判決である。問題となるのは、類推の正当化根拠である。

まず、成就妨害型について条件成就の擬制を認める 130 条が定められた趣旨は、

- (i) 不当な行為に対する制裁（罰）。
- (ii) 当事者はもともと条件が成就することを望んで法律行為をしている場合が通常であるから、その条件成就を擬制することが適当である。
- (iii) 成就妨害行為に対して損害賠償請求することは可能であるが、損害の発生および額の証明が困難であり、損害賠償だけでは相手方の保護に十分でない。

ということにあった。⁽⁸⁾

また、130 条の「当事者が故意に」との文言については、法典調査会の議論において、「不正に」・「信義に違ひ」・「不信義に」という文言が同旨の表現として例示されており⁽⁹⁾、成就妨害行為が信義則に反する行為である事を要する旨を明示的に示した最高裁判決はみられないものの、下級審および通説は成就妨害行為が信義則に反する事を要求している。⁽¹⁰⁾

この 130 条の類推を認めるか否か（上記の①・②-1 説（否定）と②-2 説（肯定））という問題について、議論のポイントは、まず、成就実現型において条件不成就を契約解釈から導くことができない場合が存在するかという点にある、と指摘されている。⁽¹²⁾この点につき、沖野教授は、「信義則に反する態様での条件成就を当事者は想定していないはずだとすると、当事者の意思解釈ですべて —— (…) 履行過程における信義則さえ含めて —— 対応することも不可能ではない」とし、「当事者の個別の合意の解釈ではとらえられず外在的な法理によらざるをえないと考えるかどうかは、契約の解釈の作業のとらえ方にも左右される」と指摘している。⁽¹³⁾

そして、成就実現型において条件不成就を契約解釈から導くことができない場合が存在することを認める場合には、その次の問題として、条件が成就したとの主張をどのような形で排斥するかが問題となる。沖野教授は、「信義則と 130 条の類推適用とでは、130 条が信義則の体現と解される以

上、130条の類推適用も1条2項の適用の具体化といえ、要件面での実質的な差は観念しにくい」と述べ、信義則により条件成就の主張を封じた原審とは異なり、130条の類推適用により条件不成就を擬制した本判決について、「一般原則の適用による処理ではなく、一般原則を条件付法律行為（債権発生）という場面に具体化したルールを用意したといえる」と評価している⁽¹⁴⁾。

(d) 本事案の特殊性

本事案は、(1) 債務名義（裁判上の和解調書）に記載された停止条件の成就の有無が、執行文付与の適否を争う場（執行文付与に対する異議の訴え）において問題となった事案である点⁽¹⁵⁾、および、(2) 条件の成就が債務不履行（不作為義務違反）と評価されうる事案（逆にいうと、条件を成就させないことが債務内容と評価されうる事案）である点⁽¹⁶⁾において特殊性がある。

(2) の点をとらえれば、この事案は、債務不履行（不作為義務違反）（＝条件成就）に対して損害賠償を請求するものととらえることができる。そして、仮にこの事案を債務不履行の問題ととらえた場合には、債権者（＝条件の成就を主張する側）は債務不履行（不作為義務違反）に対して損害賠償額の予定（または違約罰規定）がされていた、と主張することになるだろう。

他方、(1) の執行手続に関する点についてみると、上記のいずれの問題ととらえるにせよ、債権者は、債権者の証明すべき事実（条件成就あるいは債務不履行）の到来を文書のみによって証明できるときには、条件成就執行文の付与を受けることができる（民執27条1項）。また、本事例では債務者の不作為義務違反の事実が問題となっているが、債務者の作為義務違反の事実が問題となる場合には、その事実が民事執行法27条1項の「債権者の証明すべき事実」にあたるかということが、「過怠約款と執行文」とのテーマで議論されている。

本稿の問題関心からは、この「特殊性」に焦点が当てられることになる。以下では、平成6年判決から要綱仮案に至るまでの議論の展開を確認した後、この「特殊性」について検討を加える。

注

- (3) 本判決に関する評釈・論稿として、三村量一「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成6年度383頁、鹿野菜穂子「判批」法学セミナー483号24頁(1995年)、後藤卷則「判批」法学教室172号94頁(1995年)、同「故意の条件成就と130条」椿寿夫＝中舎寛樹編著『解説 類推適用からみる民法』(日本評論社・2005年)92頁、沖野眞巳「判批」平成6年度重要判例解説61頁(1995年)、同「故意の条件成就」別冊ジュリスト195号(民法判例百選I第6版)78頁(2009年)、橋本英史「判批」判例タイムズ882号(平成6年度主要民事判例解説)28頁(1995年)、永田眞三郎「判批」私法判例リマックス1995(下)18頁、加藤昭「判批」研修599号101頁(1998年)、山崎敏彦「故意による条件成就と民法130条の類推適用」森泉章先生古稀祝賀『現代判例民法学の理論と展望』(1998年)105頁、大島和夫「故意の条件成就」奥田昌道ほか編『判例講義民法I 総則・物権』(悠々社・補訂版・2005年)94頁がある。また、原審判決に関する評釈として、山本和彦「判批」判例評論386号(判例時報1373号)190頁(1991年)がある。
- (4) 富井政章『民法原論第1巻総論下』(有斐閣・訂正増補第14版・1916年)512頁。
- (5) 乾政彦「民法第三百十條ノ類推適用」法学志林16巻1号85頁(1914年)、石田喜久夫編『現代民法講義1 民法総則』(法律文化社・1985年)255頁〔石田〕。
- (6) 東京高判平成元年11月29日民集48巻4号1049頁。
- (7) 石田文次郎『現行民法総論』(弘文堂書房・1930年)456頁、近藤英吉『註釋日本民法総則編』(巖松堂書店・初版・1932年)507頁。
- (8) 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書(1) 法典調査会民法議事速記録一』(商事法務研究会・1983年)279頁〔穂積陳重発言〕、梅謙次郎『訂正増補民法要義卷之一総則編』(有斐閣・明治44年版復刻・1984年)338頁、富井・前掲注(4)511頁。
- (9) 前掲注(8)『法典調査会民法議事速記録一』279頁〔穂積発言〕。
- (10) 東京地判昭和50年12月24日下民集26巻9～12号1041頁。
- (11) 我妻栄『新訂民法総則』(岩波書店・1965年)412頁、四宮和夫『民法総則』(弘文堂・第4版・1986年)274頁など。
- (12) 永田・前掲注(3)21頁、沖野・前掲注(3)百選I79頁。
- (13) 沖野・前掲注(3)百選I79頁。
- (14) 沖野・前掲注(3)百選I79頁。
- (15) この点を指摘するものとして、三村・前掲注(3)391頁注(8)、山本・前掲注(3)判例評論386号192頁を参照。
- (16) この点を指摘するものとして、三村・前掲注(3)391頁注(8)、沖野・

前掲注 (3) 百選 I 79 頁、後藤・前掲注 (3) 「故意の条件成就と 130 条」 96 頁を参照。これに対して、山崎・前掲注 (3) 113 頁、石田・前掲注 (3) 94 頁は、債務不履行の問題ととらえることを否定している。

3. 要綱仮案にいたるまでの議論

(0) 債権法改正の基本方針：「信義則に反する行為により」

債権法改正の基本方針

【1.5.61】 (条件の成否未定の間における法律関係)

〈1〉 〈2〉 (略)

〈3〉 条件が成就するかしないか未定の間、条件が成就することによって不利益を被る者が、信義則に反する行為により条件成就を妨げた場合、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

〈4〉 条件が成就するかしないか未定の間、条件が成就することによって利益を被る者が、信義則に反する行為により条件を成就させた場合、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」（以下、基本方針という）では、130 条に関して上記のような提案がなされている⁽¹⁷⁾。

この基本方針では、平成 9 年判決の判例法理の明文化にあたり、「信義則に反する行為により」との表現が用いられている。現行 130 条の「故意に」とされなかったのは、「故意に条件を成就させる」とした場合、「条件成就によって利益を受ける者が、条件を成就させることを知りながら、条件を成就させることが、なんら非難されないことは、一般にあることである」ため、「非難されないような場合を解釈によって除外しようとする」と、『故意に条件を成就させる』の意義が不明確になるおそれがある」ことか

ら、「要件を『故意に条件を成就させる』とすべきではない」とされたことによる⁽¹⁸⁾。そして、「条件成就によって利益を受ける者が条件を成就させることのうち、非難されるべきものは、法律行為の当事者が条件を定めリスク配分をした趣旨を潜脱することになるような行為であり」、「それを指し示すために、『信義則に反する行為』とした」と解説されている⁽¹⁹⁾。

(1) 民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理

民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理

第34 条件及び期限

1 （略）

2 条件の成否が未確定の間における法律関係

条件の成就によって不利益を受ける当事者が故意に条件の成就を妨げた場合の規定（民法第130条）について、判例は、条件の成就によって利益を受ける側の当事者が故意に条件を成就させた場合にも類推適用して、条件が成就しなかったものとみなすことができていることから、この判例の考え方を明文化する方向で、具体的な要件について更に検討してはどうか。その際、「故意に条件を成就させた」というだけでは、何ら非難すべきでない場合が含まれてしまうため、適切な要件の設定について、更に検討してはどうか。

3～5 （略）

法制審議会民法（債権関係）部会による「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」においては、部会第12回会議⁽²⁰⁾および第23回会議⁽²¹⁾を経て、上記の提案がなされた。ここでは、基本方針と同様に130条の判例法理を明文化することが提案され、「故意に」と要件を設定することが不適當であることから、適切な要件の設定について検討の必要性があることが指摘されている。

(2) 民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（3）：「信義則に反する行為によって」

【部会資料 30】

民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（3）

第1 条件及び期限

1 条件

(1) (略)

(2) 条件の成否が未確定の間における法律関係

条件の成就によって不利益を受ける当事者が故意に条件の成就を妨げた場合の規定（民法第130条）について、条件の成就によって利益を受ける側の当事者が故意に条件を成就させた場合にも類推適用して条件が成就しなかったものとみなすとして判例を明文化することとしてはどうか。

具体的には、条件の成就によって利益を受ける当事者が信義則に反する行為によって条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる旨の規定を設けることとしてはどうか。

また、これと同様に、民法第130条が規定している故意に条件成就を妨げたときという要件についても、信義則に反する行為によって条件成就を妨げたときに限られる旨を明文化するという考え方があり得るが、どのように考えるか。

(3) (略)

2 (略)

【部会資料 30】「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（3）」では、「信義則に反する行為によって条件を成就させたとき」との表現が用いられている。これをもとに、部会第34回会議および第3分科会第1回会議で議論がなされている。

部会 34 回会議では、潮見佳男幹事により、現行 130 条にあたる規定について、「信義則という要件を入れるのであれば、130 条から故意の要件を省くということで十分なのでないかと思います。この部分がクリーンハングスの原則を基礎にしている規定であるということに鑑みれば、故意ということが決定的な意味を持つものではないところから、発言をさせていただいた次第です。」との発言がなされている⁽²²⁾。

第 3 分科会第 1 回会議では、130 条の要件について故意要件に加えて信義則に反する行為という要件を規定するのかどうか、故意を削除して信義則に反する行為という要件に一本化するのかどうか、ということを含めて、具体的な規定のあり方について審議された。この点につき沖野眞已幹事は、元々の条件の趣旨も考慮すべきであるとし、「その条件の趣旨に反する行為・態様によってとか、あるいは条件の設けられたその趣旨に照らし信義則違反と判断されるような場合にはとか、そういうような定式化を考え、それを現在の 130 条と類推適用両方の場面に共通するものとして打ち出すことが考えられるのではないか⁽²³⁾」と提案している。そして、「故意に」という要件は必ずしも必要ではなく、限定機能としても不十分であるとしている。また、中井康之委員からは、「条件成就をしたものとみなすことができるような不当な行為で条件成就を妨げた場合が定義されるべきで、また、不当な行為によって条件を成就させたと評価できるような場合をどうやって定義するのかという問題に帰着する」として、「不当な」とする提案がなされている⁽²⁴⁾。

(3) 民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（2）：「条件を付した趣旨に反して故意に」

【部会資料 54】

民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（2）（概要つき）

第 5 条件及び期限

1 条件

条件に関する民法第 127 条から第 134 条までの規律は、基本的に維持した上で、次のように改めるものとする。

(1) (略)

(2) 民法第 130 条の規律を次のように改めるものとする。

ア 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が、条件を付した趣旨に反して故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができるものとする。

イ 条件が成就することによって利益を受ける当事者が、条件を付した趣旨に反して故意にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができるものとする。

2 (略)

【部会資料 54】「民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台（2）（概要つき）」では、130 条および 130 条類推に関する文言が大きく変わり、「条件を付した趣旨に反して故意に」とされている。この点につき、筒井健夫幹事からは、「現在の故意という言葉に対して、限定的な意味を持つ言葉を付け加える必要があるという限度での提案でございます」と説明を加えている⁽²⁵⁾。

その後、この文言は、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」から【部会資料 66A】「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（1）」にいたるまでそのまま維持されている⁽²⁶⁾。

(4) 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その 1）：「不正に」

【部会資料 79-1】

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その1）

第5 条件及び期限

1 （略）

2 不正な条件成就

不正な条件成就について、次のような規律を設けるものとする。

条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

ところが、【部会資料 79-1】「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その1）」では、現行 130 条（成就妨害型）に変更を加えることなくそのまま維持した上で、130 条を類推する判例法理（成就実現型）の明文化について、それまでの「条件を付した趣旨に反して故意に」との文言から「不正に」へと大きく変えられることとなった。

この変更については、「判例の事案を前提とすると端的に『不正に』と表現すれば足りること、法典調査会の審議において『故意に』の意義と同旨の表現として『不正に』が例示されていたことなどを踏まえ、『不正に』と表現することとした。また、(…)民法第 130 条第 1 項にも『条件を付した趣旨に反して』との文言を挿入することを提案していたが、上記の修正に併せてこれをやめることとした」と説明されている⁽²⁷⁾。

この【部会資料 79-1】「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その1）」について審議した部会第 90 回会議では、この変更につき、まず山本敬三幹事から、現行の 130 条の規定と新たに設ける規定とで文言を異にすることになるがそれが適切なのか、両者とも「不正に」で合わせてはならない理由があるのか、との質問がなされた。これに対して、村松秀樹関係官は、「『不正に』という表現はその意味で故意に信義則に反してというのを一言である意味言い換えられる程度にかなり強い表現のように受け止められる部分もあるように思います。そこで、現行の 130 条の方も不正にと直してしまうと、若干受け止められる意味内容が変わったように

も見えなくはないという懸念もあるような気がしておりまして、ここは最低限、特にやりたいことであった130条の類推適用事案の方だけ新規な表現を設けることとし、現行法については現行法をそのままいかしておくというのも一つの選択肢ではないかなということで、そのように今の段階では整理して提示しております。」と説明している。

次に、潮見幹事からは、「不正に」というのは「故意に信義則に反して」と同義であるのか、民法で「不正に」という言葉が出てくるのはここだけなのか、信義則という言葉は使えないのか、との質問が出され、村松関係官からはそのいずれについても肯定する旨の応答がなされている。⁽²⁸⁾

そしてそのまま変更されることなく、【部会資料82-1】「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の第二次案」、【部会資料83-1】「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案（案）」を経て、冒頭の「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」へといたることになった。

注

- (17) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針Ⅰ』（商事法務、2009年）（以下、『詳解Ⅰ』として引用）381頁。
- (18) 前掲注（17）『詳解Ⅰ』382頁。
- (19) 前掲注（17）『詳解Ⅰ』383頁。
- (20) 部会第12回会議議事録および【部会資料13-2】「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（8） 詳細版」参照。
- (21) 部会第23回会議議事録および【部会資料23】「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理のたたき台（3）」参照。
- (22) 部会第34回会議議事録3頁。
- (23) 第3分科会第1回会議議事録3頁〔沖野発言〕。
- (24) 第3分科会第1回会議議事録8頁〔中井発言〕。
- (25) 部会第65回会議議事録20頁〔筒井発言〕。
- (26) 【部会資料66A】「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（1）」について審議した部会第76回会議では、130条類推について特に議論されていない（部会第76回会議議事録56頁以下参照）。
- (27) 【部会資料79-3】「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その1） 補充説明」6頁。

(28) 以上につき、部会第90回会議事録37頁以下。

4. 条件成就＝債務不履行と評価される場合について

前述のとおり、平成6年判決の事案は、条件の成就が債務不履行（不作為義務違反）と評価される点で特殊性があった。以下では、この点と民法（債権関係）改正との関係について検討を加えることとする。

「条件」は、本来、法律行為の効力の発生または消滅を将来の不確定な事実の正否にかからしめる付款を意味する。平成6年判決の事案をこの枠組みで理解するならば、「和解調書に記載された不作為義務に違反する行為を行うこと」を条件として、「違約金の支払債務」を発生させる、という和解契約が当事者間で締結されたと把握することになる。しかし、見方を変えれば、この「和解調書に記載された不作為義務に違反する行為を行うこと」は、まさに和解契約において債務者が負担することとなった債務の不履行であり、それによって発生する「違約金の支払義務」は、債務不履行にもとづいて発生した損害賠償義務である、と評価することもできる。

平成6年判決の事案は、この2つの枠組みのいずれによってもとらえることができる。しかし、当事者間の関係をより適切に把握しているのは、後者の枠組みであろう。なぜなら、当該和解契約において当事者が目指したもの（実現させようとしたこと、契約利益⁽³⁰⁾）は、第一に「和解調書に記載された行為が行われないこと」であり、「違約金の支払債務の発生」は、その第一の目的が実現されなかった場合の副次的なものに過ぎないからである。

他方、平成6年判決の事案において、「債権者（条件成就によって利益を受ける当事者）により『故意に』条件を成就させる行為」、および「130条類推により条件成就を否定すること（条件不成就の擬制）」は、後者の枠組みにおいては、それぞれ、「債権者が『故意に』債務不履行を惹起する行為」、「債務不履行による効果発生を否定すること」と理解されることになる。

そして、債権者が条件成就の問題と構成して主張した場合と債務不履行と構成して主張した場合とで、結論（最終的な両当事者の利益状態）に相違を生じさせることは、評価矛盾として避けなければならないことになる。

では、平成6年判決の事案について、債務不履行として構成した場合、「債権者が『故意に』債務不履行を惹起する行為」をどのように評価して、「債務不履行による効果発生を否定すること」になるのであろうか。

平成6年判決の事案を債務不履行の問題として構成する場合、債務者の不作為義務違反に対して、違約金の定め（損害賠償額の予定あるいは違約金の定め）がされていた、と構成することになるであろう。そして、債権者が「故意に」債務者の不作為義務違反を惹起したことをとらえて、その効果発生を否定することになる。問題は、この枠組みにおいて「債権者が『故意に』債務者の不作為義務違反を惹起したこと」をどう位置づけるかである。

考えられるのは、本旨不履行の要件を満たしていない、帰責事由の要件を満たしていない、違法性の要件を満たしていない、「債権者の（圧倒的な）過失」を理由として免責される、⁽³¹⁾損害賠償額の予定について過失相殺により減免責される、⁽³²⁾といった構成である。これらの要件等をどのように理解し、債権者の行為をどれに位置づけるかにより、それと平行に考えられる130条類推の要件（「故意に」・「信義則に反する行為により」・「条件を付した趣旨に反して故意に」・「不正に」）について、どのように考えるのが適切なかが決まることになるであろう。

注

(29) 我妻栄『新訂民法総則』（岩波書店・1965年）407頁。

(30) 「契約利益」について、潮見佳男『債権総論Ⅰ』（信人社・第2版・2003年）23頁参照。

(31) 潮見・前掲注(30)279頁参照。

(32) ただし、条件成就の問題とした場合に、条件の不成就が擬制されて違約金の支払いが一切認められなくなることからすると、債務不履行の問題とした場合に、過失相殺により予定賠償額の減額を行うという処理は整合的でない

と思われる。

5. おわりに

本稿が検討の対象としたのは、あくまでも条件成就が債務不履行と評価される場合についてのみであり、それ以外の場合について、130条の類推やその明文化を問題とするものではない。条件成就が債務不履行と評価されるわけではない場合について、本稿で検討したことがどのような意味を持つのかについては、今後の検討課題としたい。また、本稿で検討した問題は、強制執行手続（債務名義に対する執行文の付与）とも密接に関連する問題でもある。主に「過怠約款と執行文」というテーマで議論されているこの問題（作為義務違反が条件として位置づけられる）では、証明責任の存否（「債権者の証明すべき事実（民事執行法27条1項）」とは何か）が問題となっており、民法（とりわけ法律行為の付款）と要件事実論について十分な検討が必要となる⁽³³⁾。この点についても今後の課題としたい。

注

- (33) 沖野真已「条件および期限について」大塚直ほか編著『要件事実論と民法学との対話』（商事法務・2005年）168頁、山本敬三『民法講義Ⅰ総則』（有斐閣・第3版・2011年）、同『民法講義Ⅳ-1契約』（有斐閣・2005年）20頁以下を参照。